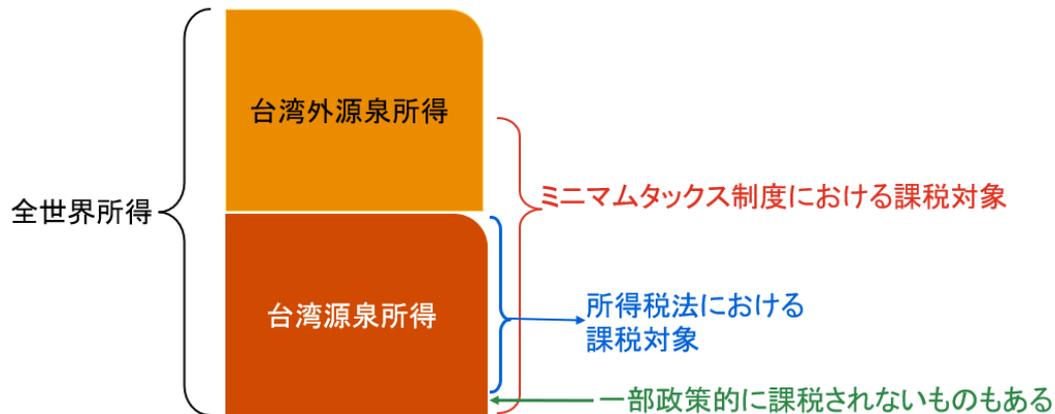


Q7-9 代替ミニмумタックス制度の概要について教えてください。

代替ミニмумタックス制度とは、所得税法に基づく計算結果に加え、所得基本税額条例に基づく計算結果を考慮することで、広い所得に対し一定水準の課税を行おうとするものです。制度導入の趣旨としては、通常の納税者と海外所得等で多額の所得を得ていながら納税を十分に行っていないような納税者との不公平を是正するためだと言われています。
適用対象者は基本所得額 NT\$670 万以上の台湾の税務上の居住者であり(基本所得額については後述の計算表参照)、対象者は所得税法による計算の他、所得基本税額条例に基づく計算も行わなくてはなりません。



【納税額の計算】

所得税法等に基づく計算と、所得基本税額条例に基づく計算の関係は以下の図の通りです。(A)と(B)のうち、高い方で納税する必要があります。

所得税法	所得基本税額条例
個人所得総額	所得税法に基づく課税所得
(減: 免税額)	
(減: 各控除額)	+ 加算対象所得
課税所得	基本所得額
× 累進税額	(減: NT\$6,700,000)
(減: 累進差額)	× 20%
一般所得税額 (A)	基本所得税額 (B)

【加算対象所得について】

所得基本税額条例に基づく計算において、基本所得の課税対象として加算される調整項目は以下となります。日本人にとっては台湾外源泉所得が特に考慮すべき項目となります。

- ①台湾の保険会社からの生命保険 または年金保険の給付
- ②私募投資信託ファンドの取引所得
- ③現物寄付の列挙控除額
- ④合計 NT\$100 万超(一世帯)の台湾外源泉所得
- ⑤その他財政部の定める項目

【加算対象所得となる台湾外源泉所得について】

上記加算対象所得④の台湾外源泉所得は、1 申告世帯あたりの海外所得が NT\$100 万超の場合に対象となります。そのため、通常の所得税法による計算の際に、台湾外払い給与のうち日割計算して台湾外滞在日数相当として課税所得税含まれなかった部分も、加算の対象となります。

台湾外源泉所得は、配当所得、業務執行所得、給与所得、利子所得、賃貸所得および権利金所得、財産取引所得、農林漁業牧畜鉱業事業による所得、賞金当選金、退職所得、その他所得がすべて対象となります。